

議案第96号

財産の譲渡について

上記の議案を提出する。

令和6年11月27日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

亀有東自転車駐車場及び亀有西自転車駐車場に現存する区有財産を譲渡する必要がある
ので、本案を提出いたします。

財産の譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、下記のとおり
財産を無償で譲渡する。

記

1 財産の名称

- (1) 亀有東自転車駐車場
- (2) 亀有東自転車駐車場管理棟
- (3) 亀有西高架下自転車駐車場（その1）
- (4) 亀有西高架下自転車駐車場（その2）

2 譲渡相手方の名称等

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

株式会社ジェイアール東日本都市開発

代表取締役社長 根本 英紀

3 譲渡の時期

令和7年4月1日